

4月1日付け 市の人事異動377人発令

☎職員課 (235)4502



市では、4月1日付けで、理事・部長級10人、次長・参事級25人、課長級63人、係長級59人を含む377人の人事異動を発令しました。次長・参事級以上の異動は次のとおりです。(かっこ内は旧)

【理事・部長級】

- ▽理事兼市民協働部長 (市民協働部長) 伊藤龍紀
- ▽理事兼保健福祉部長 (保健福祉部長) 猪熊政喜
- ▽理事(教育担当)(経済環境部長) 瀬戸清規
- ▽市長室長 (総務部長) 伊東 満
- ▽財務部長 (市長室長) 清水 昭
- ▽経済環境部長 (財務部次長兼財政課長事務取扱) 濱田 望
- ▽経済環境部高座清掃施設組合担当部長 (経済環境部専任参事(高座清掃施設組合)) 加藤嘉之
- ▽まちづくり部長 (教育部長) 松井俊治
- ▽消防長 (消防次長) 植木孝行
- ▽教育部長 (財務部長) 斉藤重男

【次長・参事級】

- ▽市長室次長兼秘書課長事務取扱 (市長室参事兼秘書課長) 萩原圭一

- ▽市長室参事兼危機管理課長(併) 消防本部参事 (消防本部参事兼消防署副署長) 安彦孝行
- ▽財務部次長(保健福祉部次長(健康担当)) 秦 恭一
- ▽財務部参事兼企画財政課長 (市民協働部参事兼市民協働課長) 橋本祐司
- ▽市民協働部次長 (保健福祉部次長(福祉担当)) 兼福祉事務所長 井上重男
- ▽市民協働部参事兼文化スポーツ課長(文化スポーツ課長) 小山克仁
- ▽保健福祉部次長 (福祉担当) 兼福祉事務所長 (教育部参事兼教育総務課長) 柳田信英
- ▽保健福祉部次長 (健康担当) (保健福祉部参事兼健康づくり課長兼保健相談センター所長) 清田芳郎
- ▽保健福祉部参事兼保険年金課長 (保険年金課長兼年金係長事務取扱) 志村裕之
- ▽保健福祉部参事 (子ども家庭相談担当) (商工課長) 大谷笑子
- ▽保健福祉部参事兼障がい福祉課長 (障がい福祉課長) 深沢 宏
- ▽保健福祉部参事兼高齢介護課長 (高齢介護課長) 長田昭二
- ▽経済環境部専任参事 (高座清掃

- 施設組合) (まちづくり部参事兼都市整備課長) 清水孝之
- ▽経済環境部参事兼商工課長 (財務部参事兼管財課長) 神部孝志
- ▽建設部専任参事(用地担当) (監査委員事務局長) 神谷好和
- ▽建設部参事兼道路維持課長 (道路維持課長) 由利嘉明
- ▽建設部参事兼道路整備課長 (道路整備課長) 平本和彦
- ▽会計管理者 (総務部次長兼職員課長事務取扱) 窪田一夫
- ▽消防次長 (消防本部参事兼消防総務課長) 須江康成
- ▽消防本部参事兼消防総務課長 (消防本部参事(消防広域担当)兼消防総務課警防担当課長) 天野孝
- ▽教育部次長兼学校教育課長事務取扱 (教育部次長) 植松 正
- ▽教育部参事兼教育総務課長 (子育て支援課長) 富塚 悟
- ▽選挙管理委員会事務局長 (まちづくり部参事兼都市計画課長) 伊藤幸夫
- ▽監査委員事務局長 (保健福祉部参事兼福祉総務課長) 岩壁正和
- ▽農業委員会事務局長 (市長室次長兼政策経営課長事務取扱) 二見 正樹

5月7日(月)スタート 市役所1階窓口をリニューアルします

☎施設管理課 (235)8451



市民の皆さんの利便性向上を目指して、市庁舎1階を総合窓口へ改修します。これまで複数の窓口で行っていた届出や申請などの手続きが総合窓口で行えるようになり、皆さんに分かりやすく、便利な窓口を目指します。

5月5日(土)祝、土曜開庁業務はお休みします

1階フロアの総合窓口へのリニューアル工事に伴い、5月5日(土)祝の土曜開庁業務はお休みします。ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

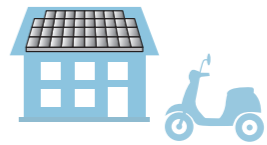
詳しくは、本誌5月1日号に掲載します。

環境に配慮した施設に補助金を交付

☎環境みどり課 (235)4912

申請は、購入または工事着手の2週間前までに環境みどり課へ。申請書類は、同課で配布または市

ホームページからダウンロード可。▼申請受付期間 平成25年2月28日(木)まで。予算額に達し次第終了。



●平成24年度補助対象施設一覧

【補助要件】

- ※新規に購入などをする施設であること (一部リース可)。
- ※市内の自宅または事業所に設置・導入すること。
- ※市税と国民健康保険税に滞納がないこと。
- ※工事(導入)完了後、平成25年3月29日(金)までに完了報告ができること。

補助対象となる施設	施設の概要	補助内容
雨水活用施設 ※市販されている雨水タンクが対象	住宅や事業所の屋根に降った雨を集水し、タンクなどに貯留するもの。庭の散水などに活用	設置費の1/3以内 上限1万円
太陽光発電施設	住宅や事業所の屋根などに設置した太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換	市/1kwにつき2万円 上限20万円 県/1kwにつき1万5,000円 上限5万2,000円
エネファーム (家庭用燃料電池コージェネレーションシステム)	都市ガス・LPガス・灯油などから、水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応をさせ、電気と熱を発生させるシステム。電気は家庭内へ供給し、熱は給湯に利用	1施設につき 12万円
電気自動車	新車の電気自動車が対象 ※プラグインハイブリッド車は対象外	1台につき 10万円
太陽熱利用施設 (強制循環が対象)	住宅や事業所の屋根などに設置した太陽熱温水器で温水を作り、給湯に利用	1施設につき 12万円
電気自動車用急速充電スタンド	不特定多数が利用可能な充電サービス	設置費の1/2以内 上限50万円
電動バイク	新車のみ対象。道路運送法上、国土交通省の型式認定を受けたもの(輸入車は対象外)	1台につき 2万円

平成24年度から追加